○岬町ウイルス性肝疾患治療費助成事業実施要綱

(総則)

第1条 岬町ウイルス性肝疾患治療費助成金(以下「助成金」という。)の交付については、予算の 範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定める もののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の目的)

第2条 この助成金は、ウイルス性肝疾患の治療に要する費用の一部を助成することにより、早期治療の促進を図り、もって当該疾患の治癒又は重症化予防、肝がんへの進行を阻止し、効果的な肝疾患対策に資することを目的とする。

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当 する者とする。
 - (1) 本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療 を行う者
- (3) 医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)の規定に基づく被保険者又は被扶養者であること。
- (4) 大阪府肝炎治療医療費助成実施要綱(以下「大阪府要綱」という。) に基づく「肝炎治療受給者証」の交付を受けている者又は交付の対象となる者
- (5) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (6)世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年岬町条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(対象経費)

- 第4条 助成の対象となる医療費は、C型肝炎ウイルスの除去を目的として行われる保険適用のインターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療に要した費用とし、当該医療費として要した初診料、再診料、検査料、入院料等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、文書料、個室料等の治療以外の費用は助成の対象としない。 (助成金の額)
- 第5条 助成金の額は、前条に定める医療の範囲であって、次の表の左欄に揚げる階層区分に応じた 1月当たりの助成限度額以下とする。なお、医療保険各法の規定による標準負担額及びその他の法 令等による給付がある場合は、その額を控除するものとする。

階層区分	世帯全員の町民税(所得割)課税年額の合計	助成限度額
甲	世帯全員の町民税(所得割)課税年額の合計が235,000円以上の場合	20,000 円
乙	世帯全員の町民税(所得割)課税年額の合計が235,000円未満の場合	10,000円
丙	世帯全員の町民税(所得割)非課税世帯の場合	医療保険各法
		の規定により
		負担する額

(助成期間)

第6条 助成金の交付期間は、大阪府要綱に基づき認められた期間と同等の医師が必要と認める期間 とする。

(助成金の申請及び請求)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第4条に規定する医療に係る支払いを完了したのち、当該年度内に、岬町ウイルス性肝疾患治療費助成金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 岬町ウイルス性肝疾患治療受診等証明書(様式第2号)
 - (2) 岬町ウイルス性肝疾患治療費助成金の申請額内訳書(様式第3号)
 - (3) 被保険者又は被扶養者であることを証明する書類
 - (4) 同意書(様式第4号)
 - (5)誓約書(様式第5号)
 - (6) 大阪府肝炎治療医療費助成を申請した場合は、大阪府が交付する「肝炎治療受給者証」並びに 「月額自己負担限度額管理票」
 - (7) その他町長が必要と認める書類

(助成金の決定)

- 第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町ウイルス性肝疾患治療費助成金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町ウイルス性肝疾患治療 費助成金不交付通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第9条 町長は、前条第1項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに交付決定者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は、虚偽又は不正な申請により助成金の交付決定を受けた者に対し助成金の交付の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

(個人情報の保護)

第11条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、岬町個人情報保護条例(平成12年岬町条例第28号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。